

作業環境測定の結果の評価に係る

管理濃度が改正されます

- 三酸化砒素の管理濃度の設定
- シアン化カリウム等 21 物質の管理濃度の変更
- 粉じん及び石綿の測定方法の一部変更

1 作業環境評価基準の改正について

管理濃度が下表のとおり改正されます。(作業環境評価基準別表関係)

管理濃度新旧対照表

		管理濃度 (旧)	管理濃度 (新)
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	2.9/(0.22Q+1)mg/m ³ Q: 遊離けい酸含有率 (%)	3.0/(0.59Q+1)mg/m ³ Q: 遊離けい酸含有率 (%)
②	石綿 (アモサイト及びクロシドライトを除く。)	5 μm 以上の繊維として 2本/cm ³	5 μm 以上の繊維として 0.15本/cm ³
③	三酸化砒素	—	砒素として0.003mg/m ³
4	シアン化カリウム	シアンとして5mg/m ³	シアンとして3mg/m ³
5	シアン化水素	5ppm	3ppm
6	シアン化ナトリウム	シアンとして5mg/m ³	シアンとして3mg/m ³
7	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として0.05mg/m ³	水銀として0.025mg/m ³
8	パラ-ニトロクロルベンゼン	1mg/m ³	0.6mg/m ³
9	弗化水素	3ppm	2ppm
⑩	ベンゼン	10ppm	1ppm
11	マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして1mg/m ³	マンガンとして0.2mg/m ³
12	硫化水素	10ppm	5ppm
13	鉛及びその化合物	鉛として0.1mg/m ³	鉛として0.05mg/m ³
14	アセトン	750ppm	500ppm
15	イソプロピルアルコール	400ppm	200ppm
16	キシレン	100ppm	50ppm
17	酢酸イソプロピル	250ppm	100ppm
18	酢酸エチル	400ppm	200ppm
19	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	100ppm	50ppm
20	スチレン	50ppm	20ppm
21	トリクロルエチレン	50ppm	25ppm
22	ノルマルヘキサン	50ppm	40ppm

注1) 三酸化砒素は、新たに管理濃度が設定された物質で、特定化学物質等障害予防規則第36条の2により作業環境測定の結果の評価が必要となります。

注2) 番号に○をつけた物質は、評価結果の記録を30年間保存しなければなりません(特化則第36条の2)。

2 作業環境測定基準の改正について

(1) 分粒装置の特性の変更

粉じん濃度の測定方法のうち、分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法について分粒装置の特性を変更しました。この特性の変更に伴い、使用する分粒装置については、較正されている必要があります。

(2) 石綿の測定方法の改正

石綿の粉じん濃度の測定方法については、繊維の本数を計測するものであり、ろ過捕集方法及び計数方法で足りることから、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法を測定方法から削除しました。

3 施行時期

平成17年4月1日から施行されます。

作業環境管理

労働安全衛生法では、一定の有害な業務を行う作業場については、定期的に作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて、適切な改善措置を講じなければならないこととしています。

作業環境測定を行った結果の評価は、作業環境評価基準により定められている管理濃度に基づいて第1管理区分から第3管理区分までに区分することにより行います。管理区分ごとの措置内容について、下の表に示します。

管理区分	単位作業場所の状態及び措置内容
第1管理区分	作業環境管理が適切であると判断される状態 現在の作業環境管理の継続的維持に努めてください。
第2管理区分	作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態 施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるよう努めてください。
第3管理区分	作業環境管理が適切でないと判断される状態。 労働者に呼吸用保護具を使用させ、健康保持に必要な措置を講じてください。 施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じてください。

注) 管理濃度とは、

作業環境管理を進める過程で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するための指標で、測定結果から当該作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分の決定に用いるものです。

以上のことをご不明な点等がございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。